

支援対象となる経費	
経費区分	経費の内訳
謝 金	講師や専門家等への謝礼  ただし会員への謝礼は対象外
旅 費	講師や専門家等への旅費・宿泊費や活動に必要な交通費 等 (自家用車を使う場合は燃料費程度)  ただし、他団体が主催するイベントへの参加旅費や会員の視察研修及び会員への費用弁償等は対象外
消耗品等購入費	支援対象となる活動に直接必要な消耗品費 等  ただし、取得価格（税込み）3万円以上の物品は対象外。
使用料 及び賃借料	支援対象となる活動に直接必要な会場の使用料や器材・器具等の賃借料 等
役務費	支援対象となる活動に直接必要な郵便料、運搬料広告費、損害保険料 等
印刷費	広報誌、報告書、パンフレット、チラシ等の印刷費
その他の経費	上記以外で、知事が当該活動の実施に必要と認めた経費

※支援対象とならない経費の例

- ①常勤職員への人件費、会員への手当
- ②会員への謝礼、ガソリン代などの費用弁償  
(会員に対し、支払うものは全て支援対象外となりますので注意してください)
- ③飲食費
- ④団体の運営費  
(事務所の賃借料や総会経費、事業に直接関係のない旅費、事務消耗品、通信運搬費、会場使用料など)
- ⑤他の団体が主催するイベントへの参加負担金、旅費
- ⑥他団体等への寄付金等
- ⑦その他、助成としてふさわしくない経費